

## J R A ウエディングキャンペーン利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、日本中央競馬会（以下「JRA」といいます。）が提供する『JRAパーティーキャンペーン』からなる『JRAウエディングキャンペーン』（以下「本キャンペーン」といいます。）について、利用の条件その他必要な事項を定めるものとし、本キャンペーン利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約に同意のうえ本キャンペーンを利用するものとします。

### (キャンペーンサービスの概要・種類)

第2条 本キャンペーンは、JRAが、利用者が購入を希望する勝馬投票券（以下「投票券」といいます。）および本キャンペーン利用に伴う景品（以下「景品」といいます。）を利用者が指定する場所（もしくはJRAが指定する場所）にお届けするサービスを提供するもの（以下「お届けプラン」といいます。）と、利用者があらかじめ投票券を購入し、その投票券等の提示をもって景品を利用者が指定する場所（もしくはJRAが指定する場所）でお渡しするサービスを提供するもの（以下「ご来場プラン」といいます。）の2つがあります。

### (お知らせ)

第3条 利用の方法、条件、実施期間、サービス適用範囲及び本キャンペーン実施のために必要な事項は、本規約に定めるもののほか、JRAホームページ等で公表する本キャンペーンの利用に関するご案内（以下「ご利用案内」といいます。）、本キャンペーン発売要項（以下「発売要項」といいます。）及び本キャンペーンに関するお知らせ等に定めるものとします。

### (利用予約の申込・完了)

第4条 利用者は、利用者が希望するサービス提供日の前々週の木曜日（概ね15～17日前）の正午までに、JRAに対して本キャンペーンの利用予約の申込を本キャンペーン専用メールアドレスあてに電子メールで行うものとします。

- 2 JRAは、前項の申込がご利用案内及び発売要項に定める所定の条件を満たしたものであることを確認したときは、利用者に対して、申込に関する内容を含めた利用予約の通知を行うものとします。なお、この通知が完了した時点で利用予約が完了したものとします。
- 3 利用予約の申込は先着順で受け付けるものとし、利用予約完了件数が一定の件数に達した場合はその時点で利用予約の申込の受付を終了するものとします。

### (利用予約の申込の無効)

第5条 以下の各号のいずれかに該当した場合は、利用者が行った本キャンペーンの利用予約の申込は無効とします。

- (1) 利用者が第4条第1項に定める申込を行ったものの、当該申込に係る利用予約が完了する前に、その他の利用者による申込により利用予約完了件数が一定の件数に達した場合
- (2) 利用者が行った第4条第1項に定める申込の内容が、ご利用案内及び発売要項に定める所定の条件を満たさず訂正等が必要であるにもかかわらず、当該各項に定める期限になっても当該申込又は通知の内容について必要な訂正等が利用者によりなされなかった場合

- (3) 利用者とJRAとの間で必要な手続等が、通信回線やコンピューターの障害等により、所定の期限までに完了しなかった場合

(キャンセル・変更の取扱い)

第6条 利用予約が完了した後、利用者が当該利用予約のキャンセルおよび内容の変更を行うことはできません。ただし、ご来場プラン利用時については、本キャンペーンのご利用案内および発売要項から逸脱せず、かつJRAが認められる場合に限り内容の変更を行うことは可能とします。

(投票券の発券)

第7条 [略]

(投票券および景品の受取り・購入代金の支払方法)

第8条 JRAは、お届けプラン利用者に対して、前条の規定に基づき発券した投票券および景品を、利用者が指定した場所（もしくはJRAが指定した場所）において、原則として、当該投票券の対象競走の「発走時刻90分前」までに、利用者又は利用者があらかじめ指定した代理人（以下「利用者等」といいます。）に引き渡すものとします。また、ご来場プラン利用者に対して、利用者が指定した場所（もしくはJRAが指定した場所）において、原則として、利用者等が購入した投票券（以下「購入投票券」といいます。）の対象競走の「発走時刻20分前から60分前（ただし前日発売分については前日16時まで）」までに、購入投票券等の提示をもって、景品を利用者等に引き渡すものとします。

- 2 利用者は、代理人を指定し自己の代理として投票券および景品（ご来場プラン利用時は景品のみ）を受け取らせることができます。この場合、利用者はあらかじめJRAに対し当該代理人の氏名及び連絡先を通知するものとします。なお、第11条各号のいずれかに該当する者は代理人となることができません。
- 3 利用者等が投票券および景品（ご来場プラン利用時は景品のみ）を受け取る際は、本キャンペーンにより対応したJRA担当者に対し、公的機関が発行する住所、氏名及び生年月日が記載された身分証明書（ご来場プラン利用時は、購入投票券及び招待状などの婚礼に関する証明書類も併せて）を提示するものとします。
- 4 [略]
- 5 [略]
- 6 [略]
- 7 [略]
- 8 利用者等の責に帰すべき事由により、第1項に定める時刻までに投票券および景品の引渡しが行えなかった場合は、利用者が行った本キャンペーンの利用予約の申込は無効となる場合があります。

(払戻金・返還金)

第9条 購入投票券について、払戻金又は返還金（以下「払戻金等」といいます。）が生じることとなった場合、当該投票券をJRAの競馬場・ウインズ等に持参することにより、当該投票券と引き換えに払戻金等の交付が受けられます。なお、競馬場・ウインズ等に来場するために要する交通費等の費用は払戻金等の交付を受ける方のご負担となります。

- 2 競馬法第11条の規定により、払戻金等の請求権は60日間行われないうち、時効によって消滅します。

(禁止事項)

第10条 利用者は、以下に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本キャンペーンの利用に際し、JRAに対し虚偽の内容を申告する行為
- (2) JRAの運営を妨害する行為
- (3) 業として投票券の購入の委託を受け又は購入した投票券を転売する等、営業活動又は営利を目的として本キャンペーンを利用する行為
- (4) 購入投票券を次条第1号又は第4号に規定する者に譲渡する行為
- (5) 競馬法その他の法令及びJRAが定める諸規定に反する行為並びに公序良俗に反する行為

(欠格事項)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、本キャンペーンを利用できません。

- (1) 未成年者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者
- (4) 競馬に係る政府職員、JRAの役職員、競馬法第3条の2の規定により委託を受けて競馬の実施に関する事務を行う都道府県等の職員であって当該委託を受けた事務に従事する者、中央競馬に係る調教師、騎手、調教助手、騎手候補者若しくはきゅう務員又は中央競馬の事務に従事する者
- (5) 競馬に関する法律に違反して、罰金以上の刑に処せられた者

(本キャンペーンの中止)

第12条 JRAは、次の各号のいずれかに該当したときは、利用者に事前に通知することなく本キャンペーンの全部又は一部を中止することがあります。

- (1) 天災地変、公共交通機関の障害などの不可抗力により、本キャンペーンの実施が困難なとき
- (2) 運用上又は技術上の事由によりJRAが本キャンペーンを中止する必要があると判断したとき
- (3) 利用者が、第10条各号のいずれかに該当する行為を行っている又は行うおそれがあるとJRAが判断したとき
- (4) 利用者が、前条各号のいずれかに該当する者であると認められたとき
- (5) その他不測の事態の発生によりJRAが本キャンペーンの実施が困難であると判断したとき

(免責)

第13条 本キャンペーンの利用により利用者等及び第三者に生じたいかなる損害についても、JRAは一切その責を負いません。

(個人情報の取り扱い)

第14条 利用者等が本キャンペーンを利用する過程においてJRAが知りえた個人情報（以下「個人情報」といいます。）は、JRAと機密保持契約を結んだ企業以外の第三者に開示することは致しません。ただし、次の各号に掲げる場合は個人情報を開示することがあります。

- (1) 利用者等が個人情報の開示に同意している場合
- (2) 法令により開示を求められた場合
- 2 個人情報は、本キャンペーン利用期間中（サービス提供終了後のアンケート期間も含む）は、一時的に保持しますが、利用期間終了後は完全に廃棄・消去することとします。

(その他)

第15条 JRAは、必要と認めるときには予告なく本規約を変更できるものとし、変更後の規約はJRAホームページ等に掲載するものとします。なお、変更後の規約はJRAホームページ等で公表された時点より全ての利用者に対しその効力を生じるものとします。

- 2 規約を変更したことにより利用者等及び第三者に損害が発生した場合であっても、JRAは一切その責を負いません。
- 3 本規約は、本キャンペーン実施期間において、その効力を有することとします。